広島森林管理署事案原因究明委員会(第4回)議事概要

平成 23 年 12 月 29 日 近畿中国森林管理局

1. 開催日時:平成23年12月28日(水)10:00~12:00

2. 場 所:近畿中国森林管理局 大会議室

3. 出席者: (第三者委員) 藤田 充也 弁護士

福田 正 弁護士

横田 直和 関西大学法学部教授

(林野庁委員) 河野 晃 林野庁監査室長

(森林管理局委員) 本村 裕三 局長

長口 深 総務部長

赤木 利行 森林整備部長

4. 議事:事案の発生の背景・原因と再発防止について、取りまとめに向けて(報告書素案)

【議事の概要】

- 〇第3回の委員会における論点整理及びこれまでの委員会での議論を踏まえて、事務局 が報告書(素案)を呈示した。
- ・ 報告書は、①事案の概要と調査結果、②広島森林管理署の業務執行等の状況、③近畿 中国森林管理局の広島森林管理署への指導・監督の状況、④事実関係(背景・原因) を踏まえた分析、⑤再発防止対策と構成されている。
- 「①事案の概要と調査結果」では、職員等の逮捕以降の経緯、公判の概要、職員への 聴き取り調査を取りまとめる。
- · 「②広島森林管理署の業務執行等の状況」では、造林事業・生産事業におけるこれまでの入札制度の変遷や広島森林管理署における入札業務の運用状況等を説明する。
- ・「③近畿中国森林管理局の広島森林管理署への指導・監督の状況」では、近畿中国森林管理局による管内の森林管理署等に対する指導・監督の状況として、倫理に関して会議や公文書等での指導や研修を実施してきたこと、発注者綱紀保持委員会での点検や発注者綱紀保持マニュアルの周知・指導状況などを挙げる。また、平成22年4月の外部通報に対する対応状況として、森林管理局から林野庁への報告や広島森林管理署職員に対する調査等の状況や森林管理局及び調査を受けた職員並びに業者の対応の問題点などを挙げる。
- 「④事実関係(背景・原因)を踏まえた分析」では、①広島森林管理署と業者との長年にわたる不適正な関係が長期間継続しており職員のコンプライアンス意識と組織のガバナンスの欠如などの事案の発生の背景・原因の分析、②業者が作成すべき書類

の作成の代行や予定価格の漏洩などの業務における不適正行為の分析、③倫理関係の 指導が徹底されておらず実効性がなかったことや外部通報への対応が適切でなかったこと などの近畿中国森林管理局における広島森林管理署への指導・監督についての分析を行 う。

・「⑤再発防止対策」では、①公務員倫理や発注者綱紀保持等について職場全体として ルールを徹底することや倫理・コンプライアンスの確保を人事評価項目にすることな どのコンプライアンスの強化についての対策、②業者への指導方法の明確化や予定価 格の決定方法の改善、発注情報の公開方法の改善などの森林管理署等の業務の適正化 についての対策、③入札・契約業務に関する抜き打ち監査の実施や外部通報への対応ル ールの徹底などの近畿中国森林管理局の森林管理署等に対する指導・監督の強化につい ての対策を盛り込む。

○報告書(素案)について、委員からは次のとおり意見があった。

- ・公判における検察の論告を踏まえれば、本件は業者から職員への働きかけが主な要因になっている一方で、業者からの働きかけに応じた職員の倫理観の希薄さにも問題があったことは否めない。
- ・「④事実関係(背景・原因)を踏まえた分析」等については、来年 1 月に出される判 決の内容を反映すべきである。
- ・「④事実関係(背景・原因)を踏まえた分析」及び「⑤再発防止対策」については、 当委員会の基本的な考え方を明示するなど国民にわかりやすいものにすべきである。
- ・報告書は職員の公判関係部分を別添資料とするなどコンパクトなものにすべきである。
- ・逮捕された職員以外の倫理規程等に違反した職員に対して、厳正な処分を行うことを報告書に明記すべきである。

○次回は、来年1月中に開催し、報告書の取りまとめについて議論することとなった。

(注:事務局の文責により作成したものであり、事後修正の可能性有り)